

新「印西市」誕生

印西市・印旛村・本埜村合併の記録

印西市



はじめに

印西市長 山崎 山洋

平成22年3月23日、印西市、印旛村、本埜村の1市2村はひとつの市となり、新しい「印西市」が誕生いたしました。

ここに至るまでには、様々な困難もございましたが、多くの方々のご努力の結果、合併という歴史的な事業が成し遂げられました。

合併した1市2村は、古くから深いつながりがあり、行政面でも協力して地域の課題に対応してまいりました。今後は、旧市村の垣根を越えて、それぞれの地域の持つ魅力や財産を結集し、誰もが住んでよかったと思える、新生「印西市」に向け、全力で取り組んでまいります。

本年は、4月に県立印旛明誠高校が開校、7月には成田スカイアクセス（成田新高速鉄道）が開業し、さらには国体の山岳競技が印西市を会場に開催されるなど、この地域にとって記念すべき年があります。この中において、今回の合併は、北総の中核都市として、さらなる飛躍へ向けた基盤となるものと確信しております。合併というスタートラインに立ち、住民福祉の向上にまい進すべく、決意を新たにしているところでございます。

結びに、この合併実現にご尽力いただきました方々と、市民の皆様のご支援、ご協力に心より感謝を申し上げまして、巻頭のあいさつとさせていただきます。

写真で見る合併までの経緯



平成21年2月19日 第1回印西市・印旛村・本埜村合併協議会



議会議員・農業委員会委員検討委員会



印西市・印旛村・本埜村合併協議会委員



平成21年6月 新市基本計画素案住民説明会



合併協議会において新市基本計画を説明



平成22年1月12日 千葉県知事に廃置分合(合併)の申請書を提出

合併申請

合併決定



平成22年2月22日 千葉県知事から廃置分合(合併)決定書の交付



平成22年3月23日 新「印西市」本庁舎開庁式

新市誕生

目 次

はじめに

第1章 新市のすがた

- 1 新市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 合併前の印西市、印旛村、本埜村の沿革・・・・・・・・ 2
- 3 1市2村の廃置分合の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 合併の経緯

- 1 合併までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 千葉県市町村合併推進構想・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 合併協議会の協議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 合併関連議案の議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 廃置分合申請書の提出と知事決定・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 旧2村の決算・新市の予算・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 新市の組織・機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 8 閉村式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 新市誕生

- 1 開庁式及び開所式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 合併後の初議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資料編

- 資料1 新印西市誕生までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 資料2 印西市・印旛村・本埜村合併協議会規約・・・・・・・・ 24
- 資料3 合併協定項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第1章 新市のすがた

1. 新市の概要

(1) 位置と地勢

新市は、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接しており、全体面積は、123.8km²である。

地勢は、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30m程度の平坦な台地と、湖沼周辺の低地により構成されている。

また、台地と低地部の境には、低地部から台地に入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地によって、地域の特徴的な景観が形成されている。

地質は、台地は洪積層に属し関東ローム層からなっており、低地部は沖積層に属し一般的に肥沃な土地が広がっている。



(2) 気候

新市の気候は、内陸型に近く、年間平均気温は15度前後と比較的温暖で、年間降水量は約1,300mm前後と夏は涼しく冬は暖かく、過ごしやすい環境にある。

(3) 人口と世帯

印西市、旧印旛村及び旧本埜村の人口は、昭和55年から現在まで増加を続け、5年ごとの国勢調査では、平成17年度は、昭和55年の人口29,970人に対し、170.6%増の81,102人と増加している。

また、平成17年の国勢調査人口の世帯数は、25,867世帯、1世帯当たりの人口は、3.14人となっている。

年齢構成をみると、年少人口（0～14歳人口）比は、15.5%（県平均13.5%）、老年人口（65歳以上）比は、14.0%（県平均17.5%）となっている。

合併後の印西市の住民基本台帳人口は、平成22年6月30日現在、88,698人、世帯数は31,995世帯である。

2 合併前の印西市、印旛村、本埜村の沿革

(1) 印西市

合併前の印西市は、千葉県北西部に位置し、東西に10.6km、南北に9.7km、総面積53.51km²を有していた。

昭和29年12月、4カ町村による合併を経て、平成8年4月に市制施行した印西市は、情報発信都市東京と国際空港都市成田を連絡する重要な地域に位置し、北部に利根川、北西部には、手賀沼、南東部には印旛沼があり、自然林に代表される豊かな植生など、自然環境に恵まれている。

また、昭和42年に計画決定された千葉ニュータウン事業においては、昭和59年に入居が開始され、東西約18km、南北約3km、3市2村にまたがるニュータウン区域の約6割を合併前の印西市が占めている。

(2) 印旛村

合併前の印旛村は、千葉県北西部に位置し、東西に11.4km、南北に8.4km、総面積46.57km²を有していた。

印旛村は、北総台地のほぼ中央に広がる印旛沼の北西側に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、古くから水稻を中心とした農業が盛んであった。

昭和30年3月、六合村と宗像村の合併により誕生した印旛村は、近年、千葉ニュータウン事業及び平賀学園台地区等の市街地整備を計画的に進めるとともに、順天堂大学・日本医科大学の誘致を図るなど、着実に都市的機能を充実させてきた。

さらには、都心と成田国際空港とを結ぶ、成田新高速鉄道並びに北千葉道路の建設工事も進められてきた。

(3) 本埜村

合併前の本埜村は、千葉県北西部に位置し、東西に8.1km、南北に7.4km、総面積23.72km²を有していた。

本埜村は、利根川や印旛沼によって造り出された沖積平坦地で、県立印旛手賀自然公園などを含む水田地帯となっており、冬には優雅な白鳥の姿も楽しめる。

大正2年4月、本郷村と埜原村の合併により誕生した本埜村は、近年、豊かなみどりと美しい四季を楽しむことのできる自然環境の中で、成田国際空港の機能充実や千葉ニュータウン事業の進展などにより鉄道や道路網が整備されるとともに、研究所や物流産業などの業務施設の集積も進んでいる。

3 1市2村の廃置分合の状況

●印西市

明治22年の市制町村制施行を受けて、木下町、大杜村（大正2年から大森町）、船穂村、永治村となり、昭和29年、木下町、大森町、船穂村、永治村の一部が合併し、印西町が誕生した。

その後、平成8年に市制施行し、印西市となった。

明治	大正	昭和	平成
木下町 (明治22年)	大森町 (大正2年)	印西町 (昭和29年)	印西市 (平成8年)
大杜村 (明治22年)			
船穂村 (明治22年)			
永治村 (明治22年)			

●印旛村

明治22年の市制町村制施行を受けて、12の村々がそれぞれ6カ村ずつ合併して六合村と宗像村になり、昭和30年に2村が合併して印旛村が誕生した。

明治	大正	昭和	平成
六合村 (明治22年)		印旛村 (昭和30年)	
宗像村 (明治22年)			

●本埜村

明治22年の市制町村制施行を受けて、竜腹寺ほか6カ村が合併して本郷村に、小林ほか16カ村が合併して埜原村になり、大正2年に本郷村と埜原村が合併して本埜村が誕生した。

明治	大正	昭和	平成
本郷村 (明治22年)	本埜村 (大正2年)		
埜原村 (明治22年)			

第2章 合併の経緯

1 合併までの経緯

印西市・白井市・印旛村・本埜村の2市2村の合併を目指し、平成15年4月1日に法定協議会が設置されたが、白井市における住民投票の結果、合併反対が約3分の2を占める結果となり、平成16年8月31日に合併協議会を廃止した。

平成18年11月2日、印旛村及び本埜村の両村長及び両議長の連名で印西市長及び印西市議会議長に対し合併の要望書を提出した。平成20年9月22日、県の呼びかけによる2市2村首長会議を開催し、同年10月2日には、印西市、印旛村及び本埜村の1市2村の首長会議において、新合併特例法の期限である平成22年3月末までの合併を目指すことで合意した。その後、4回の合併問題懇談会を経て、平成21年1月9日、1市2村の議会で印西市・印旛村・本埜村合併協議会設置に係る議案、負担金等の予算を議決し、同日法定協議会を設置した。

1月13日には、千葉県知事に対し、千葉県市町村合併推進構想へ1市2村の組み合わせを追加することについて要請書を提出し、1月27日、千葉県市町村合併推進構想に定める構想対象市町村に1市2村の組み合わせが追加された。

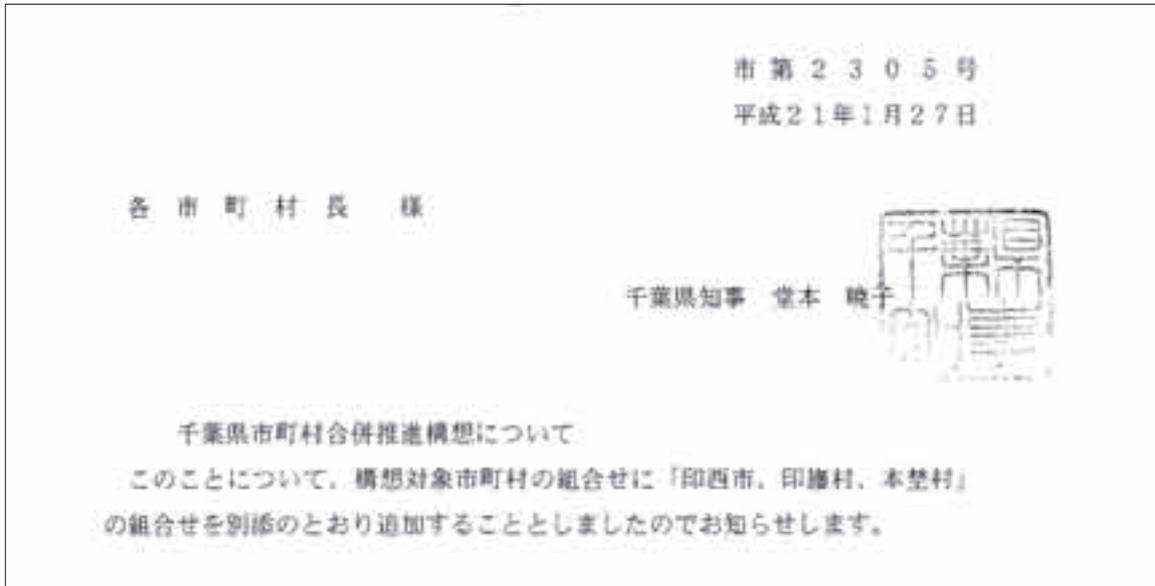
協議会では、合併協定項目52項目について、第10回協議会までに合意・決定され、9月29日に印西市議会、30日には印旛村及び本埜村の議会において合併関連議案が議決された。平成22年1月12日には、千葉県知事に廃置分合の申請を行い、2月22日に千葉県知事から廃置分合の決定書を受け、3月5日の総務大臣による廃置分合の告示を経て、新「印西市」の誕生が正式に決定した。印西市・印旛村・本埜村合併協議会は、平成22年3月16日に開催された第12回協議会をもってすべての協議を終了し、合併日前日の3月22日をもって廃止した。



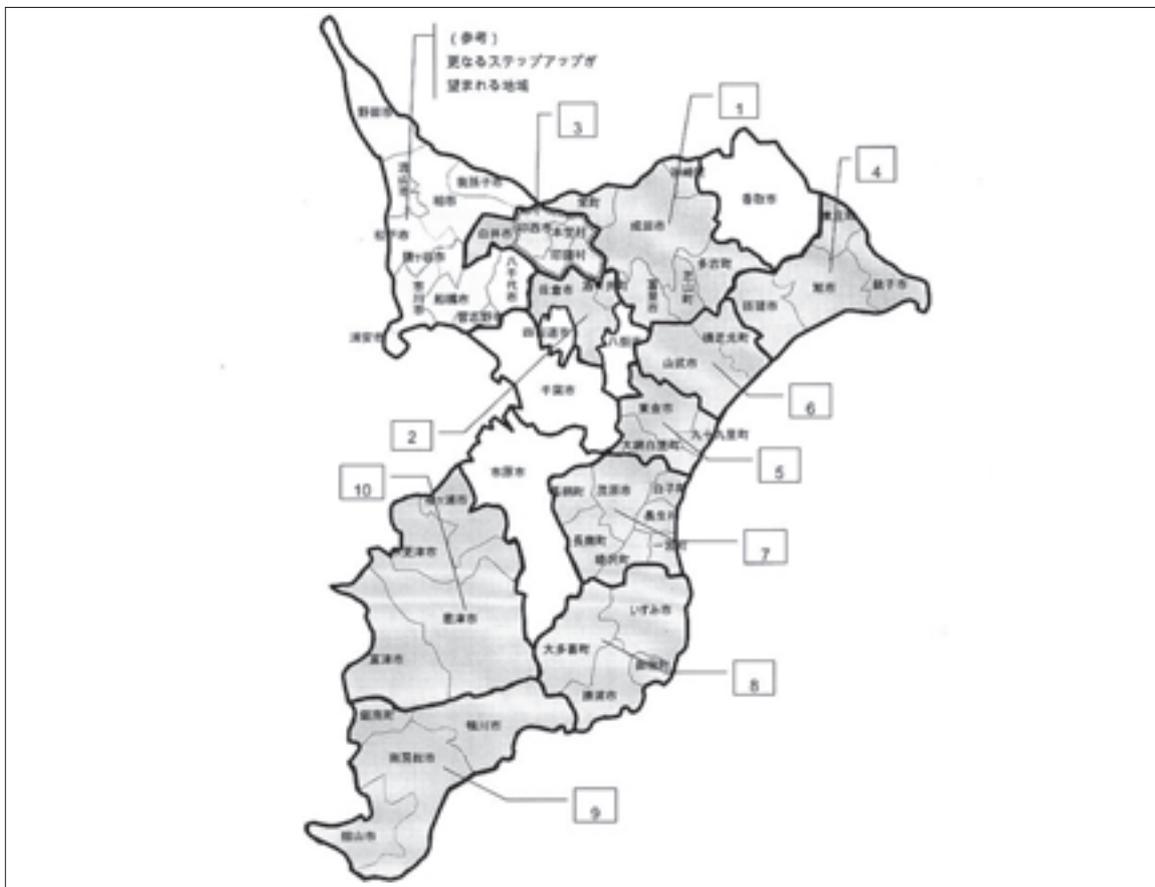
2 千葉県市町村合併推進構想

平成21年1月13日に千葉県知事へ、千葉県市町村合併推進構想到印西市、印旛村及び本埜村の1市2村の組みあわせを追加する要請書を提出した。1月27日に同構想到1市2村の組合せが追加された。

【構想追加通知書】



【構想対象市町村の組合せ】



3 合併協議会の協議経過

平成21年1月9日に合併協議会が設置されてから全12回の協議会が開催され、合併に向けた協議が行われた。

なお、合併協議会は、合併日前日の平成22年3月22日をもって廃止となった。

【平成21年】

印西市・印旛村・本埜村合併協議会設置（1月9日）

第1回 2月19日

- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会会議運営規程（案）
- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会に関する申合せ事項（案）
- 平成20年度印西市・印旛村・本埜村合併協議会予算（案）
- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会事業計画（案）
- 合併協定項目（案）
- 合併協定項目の調整方針（案）
- 新市基本計画の策定方針（案）

第2回 3月13日

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置

第3回 3月30日

- 合併の方式【継続協議】
- 合併の期日【継続協議】
- 新市の名称【継続協議】
- 新市の事務所の位置【継続協議】
- 平成21年度印西市・印旛村・本埜村合併協議会予算（案）
- 平成21年度印西市・印旛村・本埜村合併協議会事業計画（案）
- 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 新市基本計画

第4回 4月15日

- 新市の名称【継続協議】

- 新市基本計画
- 議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等検討委員会委員の指名
- 男女共同参画事業
- 国際交流事業
- 広報広聴関係事業

第5回 4月30日

- 新市の名称【継続協議】
- 新市基本計画
- 財産の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 生活保護事業
- その他の福祉事業
- その他事業（地域包括支援センター事業）

第6回 5月15日

- 協議に入らず散会

第7回 5月29日

- 新市の名称【継続協議】
- 新市基本計画
- 条例、規則等の取扱い
- 消防団の取扱い
- 電算システム事業の取扱い
- 納税関係事業
- 防災関係事業
- 交通関係事業
- 障害者福祉事業
- 廃棄物対策事業
- 環境対策事業
- 商工・観光関係事業
- 消費者関連事業
- コミュニティ事業
- その他事業（会計に関すること）

- その他事業（国体に関する事）
- その他事業（選挙に関する事）

第8回 6月15日

- 平成20年度印西市・印旛村・本埜村合併協議会決算
- 平成21年度印西市・印旛村・本埜村合併協議会補正予算
（第1号）（案）
- 新市基本計画
- 公共的団体等の取扱い
- 字名の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 児童福祉事業
- 市（村）立学校（園）の通学区域
- 学校教育事業
- 文化振興事業
- 社会教育事業
- その他事業（総務に関する事）
- その他事業（交通・防犯に関する事）

第9回 6月30日

- 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 新市基本計画
- 介護保険事業の取扱い

第10回 7月15日

- 新市基本計画【継続協議】
- 地域自治組織（地域審議会等）の取扱い
- 地方税の取扱い
- 特別職の身分の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 使用料、手数料等の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い

- 窓口業務
- 保健衛生事業
- 高齢者福祉事業
- 保育事業
- 健康づくり事業
- 農林水産関係事業
- 建設関係事業
- 上・下水道事業
- その他事業（企画政策に関すること）
- その他事業（地方税に関すること）
- その他事業（監査に関すること）

【平成22年】

第11回 2月1日（報告事項）

- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会委員の委嘱
- 印西市、印旛村及び本埜村の廃置分合の申請
- 各種事務事業に係る調整結果

第12回 3月16日（報告事項）

- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会副会長の選任
- 印西市、印旛村及び本埜村の廃置分合の決定
- 各種事務事業に係る調整結果
- 印西市・印旛村・本埜村合併協議会の廃止

4 合併関連議案の議決

平成21年9月29日に印西市議会、また、9月30日には、印旛村及び本埜村の議会において合併関連議案が議決された。

【合併関連議案】

- ① 印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合について
- ② 印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③ 印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- ④ 印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

5 廃置分合申請書の提出と知事決定

(1) 廃置分合申請書の提出

1市2村の議会において合併関連議案が議決されたのち、千葉県知事への廃置分合の申請が遅れていたが、平成22年1月12日に、印西市長、印旛村長、本埜村長職務代理者の連名による廃置分合申請書が千葉県知事に提出された。

【廃置分合申請書】

印西総第 413号
印 総第 1314号
本 総第 197号
平成22年1月12日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

印西市長 山崎 山 

印旛村長 佐藤 榮一 

本埜村長職務代理者
本埜村参事 小川 孝 

印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村を廃し、その区域を印西市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

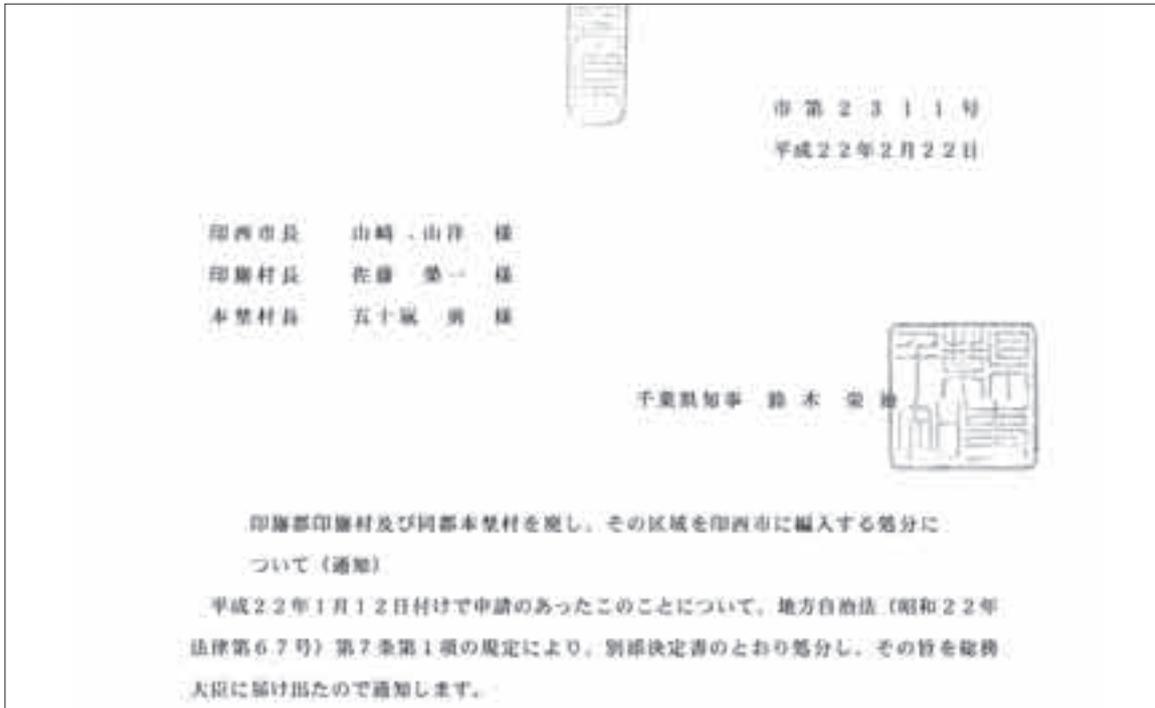
【関係書類一覧】

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 廃置分合（合併）を必要とした理由 | 8 市（村）の現況表 |
| 2 協議経過一覧 | 9 その他関係資料 |
| 3 合併協定項目確認書 | |
| 4 新市基本計画（合併市町村基本計画） | |
| 5 関係市村の議会の議決書及び会議録の写し | |
| 6 協議書の写し | |
| 7 告示の写し | |

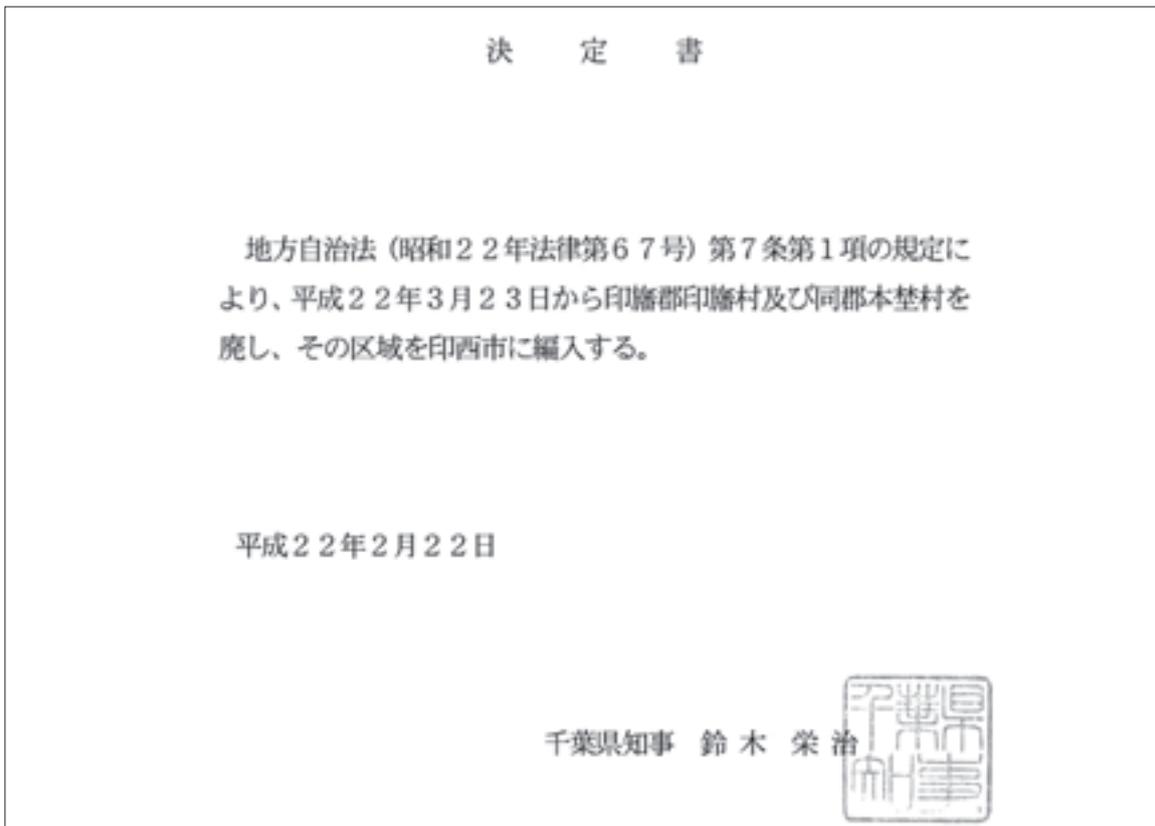
(2) 千葉県知事の廃置分合決定

平成22年2月19日千葉県議会での議決を経て、2月22日千葉県知事から決定書が交付された。

【県知事通知】



【決定書】



(3) 廃置分合の告示

平成22年3月5日、総務大臣による廃置分合の告示（総務省告示第73号）が官報に掲載された。

【官報告示】

1 平成22年3月5日 金曜日 官報 第5266号	
<ul style="list-style-type: none"> ○ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 (二) 〔省 令〕 ○厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二四) 〔告 示〕 ○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第七百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件 (金融庁二五) ○市村の廃置分合の件 (総務七三) ○除籍の一部が滅失した件 (法務一・三) ○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件 (同一四) 	<p>明正(正)第百三十一日 日刊(行政機関の休日休刊) 第三種郵便物認可</p> <h1 style="text-align: center;">官報</h1> <p style="text-align: center;">編集・印刷 独立行政法人国立印刷局</p> <h2 style="text-align: center;">目次</h2>
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件 (厚生労働六七) ○保安林の指定をする件 (農林水産四〇四) ○保安林の指定農業要件を変更する件 (同四〇五) ○電気用品安全法第二十六条の規定による適合性検査の業務の全部を廃止する届出があった件 (経済産業四二) ○電気用品安全法第二十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件 (同四二) ○高速自動車国道に関する件 (国土交通一四七) ○砂防法第二条の土地を指定する件 (同・四八・五二) ○水路測量の実施に関する件 (海上保安庁六九) ○道路に関する件 (中部地方整備局二〇) ○道路に関する件 (中国地方整備局二三・三六) ○道路に関する件 (四国地方整備局二〇・二二) ○都市公園の供用を開始する件 (九州地方整備局二〇) ○道路に関する件 (北海道開発局一八・二〇) ○自動車専用道路を指定する件 (同一二) ○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったこと(の)告示 (大阪府公安委二二) 	<p>○ 〇</p>
<h3>告 示 部 分</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○総務省告示第七十三号 市村の廃置分合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、印旛郡印旛村及び同郡本林村を廃し、その区域を印西市に編入する旨、千葉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。 右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。 平成二十二年三月五日 総務大臣 原口 一博 	<p>〔国会事項〕 九</p> <p>〔人事異動〕 九</p> <p>財務省 厚生労働省 九 九</p> <p>〔皇室事項〕 九</p> <p>〔官庁報告〕 九</p> <p>裁判所 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係 会社その他 三</p>
<p>官庁 公証人法第十二条に規定する公証人の採用に関する公告、建設業の許可の取消処分関係</p>	<p>本日(正)公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。</p>

6 旧2村の決算・新市の予算

(1) 旧2村の決算

旧2村の決算は、地方自治法施行令第5条第2項の規定により、平成22年3月22日をもって打ち切り決算となった。

(2) 新市の引継予算及び新年度（H22）予算

旧2村からの引継予算として、印西市の平成21年度予算の補正を行った。

歳入については、旧2村の平成21年度の予算現額から3月22日までに旧2村で収入された金額を控除した後の未収入額等をもって予算額とし編成した。

歳出については、旧2村の平成21年度予算現額から3月22日までに支出された額を控除した後の未払額と新市発足に伴って必要な経費を基本に編成した。

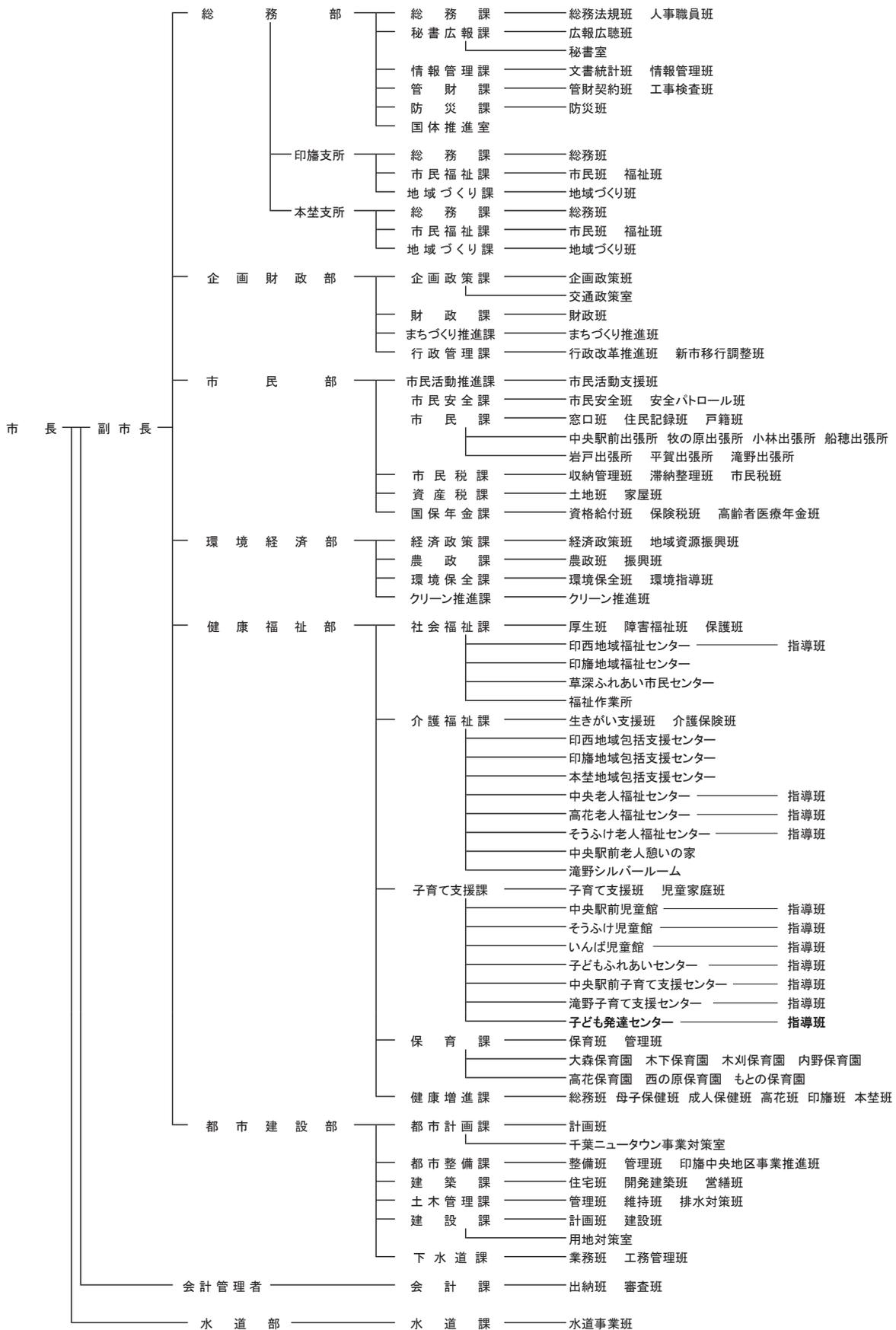
平成22年度予算については、骨格予算として平成22年3月に合併前の印西市議会において議決し、平成22年5月11日に合併後初となる臨時議会において補正を行った。

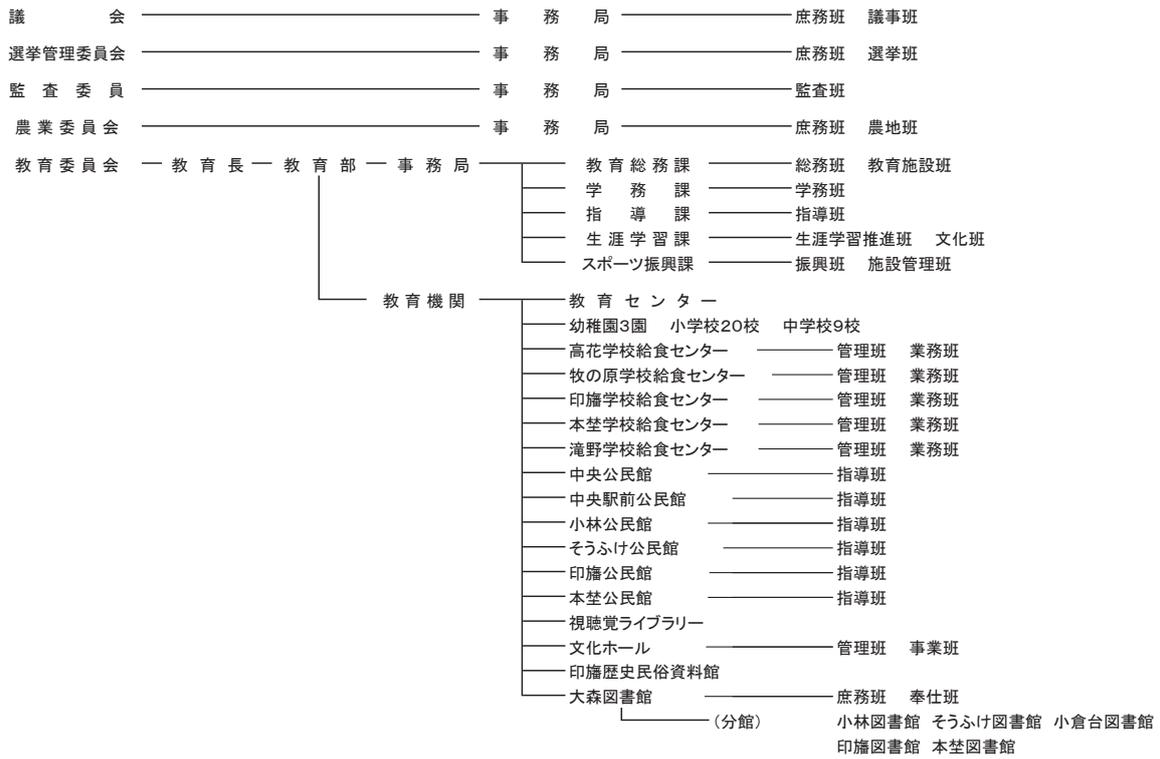
7 新市の組織・機構

新市の組織・機構については、印西市の組織・機構を基本とし、合併時に再編することとした。旧2村の庁舎については支所とし、機能については、住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮するものとした。



印西市行政組織図





印旛支所



本埜支所



市役所本庁舎

8 閉村式

平成22年3月23日の新市発足を前に、印旛村と本埜村においては、閉村式を挙行し、村の長い歴史に幕を閉じた。

(1) 印旛村閉村式

日 時 平成22年3月14日（日） 午前9時30分

場 所 ふれあいセンターいんば

式次第

オープニングアトラクション

・印旛中学校生徒によるブラスバンド演奏

- 1 開式のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 村長式辞
- 4 村議会議長あいさつ
- 5 名誉村民顕彰
- 6 功労者顕彰
- 7 来賓祝辞
- 8 来賓紹介
- 9 閉村宣言
- 10 村旗降納
- 11 閉式のことば



(2) 本埜村閉村式

日 時 平成22年3月14日（日） 午後3時

場 所 本埜ふれあいプラザ

式次第

オープニングアトラクション

・本埜中学校、滝野中学校生徒によるブラスバンド演奏・歌声発表

- 1 開式の辞
- 2 国歌斉唱
- 3 村長式辞
- 4 村議会議長あいさつ
- 5 来賓祝辞
- 6 来賓紹介
- 7 記念ビデオ上映
 - ・本埜村のあゆみ
 - ・小中学校等記念植樹
- 8 閉村にあたって
 - 「中学生代表のことば」
- 9 村旗降納
- 10 閉式の辞



第3章 新市誕生

1 開庁式及び開所式

平成22年3月23日、新「印西市」が発足し、市役所本庁舎において開庁式、各支所において開所式が開催された。

(1) 開庁式

- 日 時 平成22年3月23日（火）
 場 所 印西市役所本庁舎（玄関前）
 参 加 者 印西市長、旧印旛村長、旧本埜村長
 旧市村議会議長
 職員
 式典内容 市長あいさつ テープカット及びくす玉開き



(2) 支所開所式

- 日 時 平成22年3月23日（火）
 場 所 印旛支所、本埜支所
 参 加 者 支所職員
 式典内容 除幕式



印旛支所開所式



本埜支所開所式

2 合併後の初議会

平成22年5月11日、合併後初めてとなる臨時議会が招集され、市議会議員44名（印西市議会議員24名、旧印旛村議会議員12名、旧本埜村議会議員8名）が印西市議会議場において、平成22年度補正予算の議案1件、専決処分の承認4件、議員発議による発議案1件の審議を行った。

印西市議会議員			
近藤 瑞枝	國嶋 久善	海老原 作一	渡邊 正一
山本 清	小那木 武男	海宝 豊	金丸 和史
吉本 幸弘	菊地 謙治	中澤 俊介	板橋 睦
青山 幸紀	鳩谷 榮衛	橋本 和治	川村 一幸
織原 拯	馬場 広	松尾 榮子	松本 隆志
山下 兼男	山崎 利雄	武藤 邦芳	山田 喜代子
岩井 義夫	岩崎 成子	上條 公司	松本 多一郎
大塚 輝男	小川 勇	小川 義人	勝田 敏之
酢崎 義行	櫻井 正夫	齋藤 光彦	板倉 正直
藤代 武雄	浅沼 美弥子	増田 葉子	清水 哲
石井 文夫	雨宮 弘明	山口 道博	出山 國雄



平成22年5月11日に開催された臨時議会の様子

資料編

新印西市誕生までの経緯

年 月 日	内 容
【平成14年】 12月26日	印西市・白井市・印旛村・本埜村・栄町任意合併協議会を設置。
【平成15年】 2月16日	第4回任意合併協議会において、栄町から脱会の申し出があり、印西市・白井市・印旛村・本埜村・栄町任意合併協議会を廃止。
4月1日	印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会を設置。 (平成16年3月16日まで、全12回開催)
【平成16年】 7月11日	白井市において合併の是非を問う住民投票が実施され、反対が約3分の2を占める。
8月31日	印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会を廃止。
【平成17年】 4月1日	平成22年3月末を期限とした市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）が施行される。
【平成18年】 11月2日	印旛村及び本埜村の両村長及び両村議会議長の連名で、印西市長及び印西市議会議長に対し、合併の要望書を提出。
12月28日	新合併特例法に基づき千葉県市町村合併推進構想が策定され、印西市、白井市、印旛村及び本埜村の2市2村の組み合わせが提示される。
【平成20年】 9月22日	千葉県の呼びかけにより、千葉県市町村合併推進構想の組み合わせである印西市、白井市、印旛村及び本埜村の2市2村の首長会議が開催され、白井市は、前回の住民投票結果等を理由に、この協議には参加しない旨を表明。

年 月 日	内 容
10月2日	印西市、印旛村及び本埜村の1市2村の首長会議が開催され、新合併特例法の期限である平成22年3月末までの合併を目指すこと及び各市村の議会議員の代表者を加えた話し合いを進めていくことで合意。
10月24日	第1回印西市・印旛村・本埜村合併問題懇談会を開催し、懇談会の設置を承認。
11月10日	第2回印西市・印旛村・本埜村合併問題懇談会を開催し、会則の承認、また、会長及び副会長を選任し、平成22年3月末までの合併を目指し話し合いを進めていくことを確認。
11月21日	第3回印西市・印旛村・本埜村合併問題懇談会を開催し、法定協議会の規約、予算案などを提示。
12月18日	第4回印西市・印旛村・本埜村合併問題懇談会を開催し、法定協議会の規約、予算案などを承認。
【平成21年】	
1月9日	1市2村において、臨時議会を開催し、印西市・印旛村・本埜村合併協議会の設置に関する協議の議案、負担金等を計上した補正予算が議決される。 同日、1市2村の首長会議を開催し、法定協議会を設置。
1月13日	1市2村の長が千葉県知事に対し、千葉県市町村合併推進構想に1市2村の組み合わせを追加することについての要請書を提出。
1月27日	千葉県市町村合併推進構想に定める構想対象市町村に1市2村の組み合わせが追加される。
2月19日	第1回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
3月13日	第2回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
3月30日	第3回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。

年 月 日	内 容
4月15日	第4回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
4月27日	第1回議会議員、農業委員会委員の定数及び任期等の検討委員会を開催（6月17日まで、全5回開催）。
4月30日	第5回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
5月15日	第6回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
5月29日	第7回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
6月15日	第8回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
6月30日	第9回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
7月15日	第10回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
9月29日	印西市議会において、合併関連議案を議決。
9月30日	印旛村議会において、合併関連議案を議決。
9月30日	本埜村議会において、合併関連議案を議決。
【平成22年】	
1月12日	千葉県知事に1市2村の廃置分合（合併）に係る申請書を提出。
2月1日	第11回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
2月19日	千葉県議会が1市2村の廃置分合に係る関連議案を議決する。
2月22日	千葉県知事が廃置分合の決定書を3市村長に交付する。
3月5日	総務大臣が1市2村の廃置分合について官報に告示する。
3月14日	印旛村閉村式

年 月 日	内 容
3月14日	本埜村閉村式
3月16日	第12回印西市・印旛村・本埜村合併協議会を開催。
3月22日	印西市・印旛村・本埜村合併協議会を廃止。
3月23日	印西市が印旛村及び本埜村を編入し、新「印西市」が誕生。

印西市・印旛村・本埜村合併協議会規約

(設置)

第1条 印西市、印旛村及び本埜村（以下「1市2村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会は、印西市・印旛村・本埜村合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた1市2村の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 1市2村の住民への協議経過等の情報の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、1市2村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の所属する市又は村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市2村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、会長については1人を、副会長については2人を選任する。

- 2 会長及び副会長の任期は、協議会が解散する日までとする。
- 3 会長及び副会長は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 1市2村の長

- (2) 1市2村の議会の議長
- (3) 1市2村の議会が次に定めるところにより選出した議員
 - ア 印西市 5人
 - イ 印旛村 2人
 - ウ 本埜村 2人
- (4) 1市2村の長が定めた学識経験を有する者 各3人
- (5) 千葉県職員のうちから千葉県知事が推薦する者 1人
- 2 委員の任期は、協議会が解散する日までとする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(検討委員会)

第11条 第3条各号に掲げる事務の一部について、調査、審議等を行うため、協議会に検討委員会を置くことができる。

- 2 検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、1市2村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会に要する経費は、1市2村からの負担金及び補助金その他協議会に属する収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する1市2村の負担金は、その総額の2分の1に相当する額を1市2

村が均等に負担し、残りの2分の1に相当する額を1市2村の人口（平成20年10月31日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録されている外国人の数の合計をいう。）の割合に応じて負担するものとする。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第16条 協議会の出納の監査は、1市2村それぞれの代表監査委員を監査委員に委嘱して行う。

- 2 前項の委嘱は、会長が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第17条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために必要な費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

（解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が、会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、1市2村の長が協議して定めた日から施行する。

●合併協議会委員

区 分	選出市町村等	氏 名	備 考
1号委員 (市村長)	印 西 市 長	山 崎 山 洋	会 長
	印 旛 村 長	佐 藤 榮 一	副 会 長
	本 埜 村 長	小 川 利 彦	副会長(H21.1.9～H21.12.27)
	本 埜 村 長	五十嵐 勇	副会長(H22.2.8～H22.3.22)
2号委員 (議会議長)	印西市議会議長	出 山 國 雄	
	印旛村議会議長	小 川 勇	
	本埜村議会議長	山 下 兼 男	(H21.1.9～H21.10.19)
	本埜村議会議長	青 山 幸 紀	(H21.12.28～H22.3.22)
3号委員 (議会議員)	印西市議会議員	清 水 哲	
	印西市議会議員	板 倉 正 直	
	印西市議会議員	松 本 多一郎	
	印西市議会議員	川 村 一 幸	
	印西市議会議員	金 丸 和 史	
	印旛村議会議員	鳩 谷 榮 衛	
	印旛村議会議員	岩 崎 成 子	
	本埜村議会議員	織 原 拯	
	本埜村議会議員	青 山 幸 紀	(H21.1.9～H21.10.19)
	本埜村議会議員	山 下 兼 男	(H21.12.28～H22.3.22)
4号委員 (学識経験者)	印 西 市	上 木 格	
	印 西 市	佐 藤 めぐみ	
	印 西 市	横 山 登志雄	
	印 旛 村	小 畑 哲 夫	
	印 旛 村	竹 内 仁	
	印 旛 村	根 本 恒 男	
	本 埜 村	久保木 光 清	
	本 埜 村	小 玉 真	
	本 埜 村	近 藤 瑞 枝	
5号委員 (知事推薦)	千 葉 県	鈴 木 一 郎	

●監査委員

職 名 等	氏 名	備 考
印西市代表監査委員	椎 名 真 一	
印旛村代表監査委員	前 田 完 一	
本埜村代表監査委員	本 橋 孝 司	

●幹事会

職名	氏名	備考
幹事長	伊藤 圭子	印西市副市長
副幹事長	荒木 充	印旛村総務担当参事
副幹事長	五十嵐 茂雄	本埜村総務課長
幹事 (H21.1.9 ~ H21.3.31)	大野 勇	印西市総務部長
幹事 (H21.4.1 ~ H22.3.22)	稲葉 東治	印西市総務部長
幹事	石井 武雄	印旛村産業福祉担当参事
幹事	長澤 實	本埜村住民税務課長

●専門部会

職名	氏名	備考
総務部会長	宍倉 正勇	印西市総務部参事
企画財政部会長 (H21.1.9 ~ H21.3.31)	梅北 栄一	印西市企画財政部長
企画財政部会長 (H21.4.1 ~ H22.3.22)	大瀧 洋	印西市企画財政部長
住民部会長	長澤 實	本埜村住民税務課長
経済環境部会長	葛生 行雄	印西市市民経済部長
健康福祉部会長	寺島 龍夫	印西市健康福祉部長
都市建設部会長	徳島 文男	印西市都市建設部長
教育部会長	井上 愛一郎	印旛村教育総務課長

●合併協議会事務局

職名等	氏名	職名等	氏名	職名等	氏名
事務局長	伊藤 隆	調整班主任	堀江 秀男	計画班主任	武藤 誠
事務局次長	添谷 進	調整班	土井 秀之	計画班	小名木俊宏
総務班主任	吉岡 哲男	調整班	洞毛 正明	計画班	近藤 伸芳
総務班	川上 裕	調整班	石井 亮	計画班	片岸 裕貴
総務班	稲富 俊輔	調整班	鈴木 博也	計画班	石井 秀樹

合併協定項目

1 合併の方式

印旛村及び本埜村を廃し、その区域を印西市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成22年3月23日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、印西市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、印西市大森2364番地2（現印西市役所）とする。

5 財産の取扱い

印旛村及び本埜村の所有する財産、物品及び債権債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

基金の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 目的が類似しているものは、統合する。
- 2 その他の基金については、関連する事務事業の調整方針を踏まえて合併時まで調整する。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 印旛村及び本埜村の議会議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定を適用し、印西市の議会議員の残任期間である平成23年4月29日まで、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 在任特例適用期間後の最初の一般選挙における議会議員の定数は、24人とする。
- 3 議会議員の報酬は、印西市の制度を適用する。ただし、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席した際支給される費用弁償については廃止する。
- 4 政務調査費については、印西市の制度を適用する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 印旛村及び本埜村の農業委員会委員のうち、選挙による委員20人は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、印西市農業委員会委員の残任期間である平成24年3月31日まで、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 2 在任特例適用期間後の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。
- 3 農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定により旧市村の単位を基

本として選挙区を設けることとする。選挙区ごとの定数については、同条第3項の規定に基づき新市において調整する。

4 農業委員会委員の報酬は、印西市の制度を適用する。

なお、農業委員会等に関する法律第21条に規定する会議に出席した際支給される費用弁償は廃止する。

8 地域自治組織（地域審議会等）の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、印旛村及び本埜村の区域に地域審議会を新市において設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営については、別紙「地域審議会の設置に関する協議（案）」のとおりとする。

別 紙

地域審議会の設置に関する協議（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
印旛地区地域審議会	合併前の印旛村の区域
本埜地区地域審議会	合併前の本埜村の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成32年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は当該区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- （1）新市基本計画の変更に関する事項
- （2）新市基本計画の執行状況に関する事項
- （3）新市総合計画の策定及び変更に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験を有する者
- （3）公募により選任された者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の4分の1以上から会議の開催の要求があるときは、会議を開催しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当の部署において処理する。

(補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

1 この協議は、合併の日から施行する。

2 この協議の施行後、第5条の規定に基づいて、最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

9 地方税の取扱い

1 市村民税（個人・法人）については、現行のとおりとする。

なお、普通徴収の納期については、1市2村相違があるため、印西市の例により統一する。

2 固定資産税については、現行のとおりとする。

ただし、2村の市街化区域農地については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第3項の規定により、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を行わない。

また、納期については、1市2村相違があるため、印西市の例により統一する。

- 3 都市計画税については、印西市の制度を適用する。
- 4 軽自動車税、たばこ税、入湯税については、1市2村相違がないため、現行のとおりとする。
- 5 固定資産評価審査委員会については、印西市の例により統一する。
なお、新市の固定資産評価審査委員は、印西市の委員がそのまま在職する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては、法第12条第2項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給を保障する。
- 3 職員数については、合併後に新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 4 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整し、統一する。

11 特別職の身分の取扱い

- 1 常勤の特別職（教育長を含む）の設置については、法令の定めるところとし、副市長の定数については、印西市の条例の定めるところによる。
なお、給与については、印西市の制度を適用する。
- 2 非常勤の特別職については、原則、印西市の例によるものとし、印旛村及び本埜村のみに置かれている職については、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとする。
なお、報酬については、印西市の制度を適用する。
- 3 特別職報酬等審議会については、印西市の例により統一する。
なお、委員構成及び委員数については、合併時まで調整する。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、印西市の条例、規則等を適用する。
ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整方針を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

13 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、印西市の組織・機構を基本とし、合併時に再編する。

印旛村及び本埜村の役場庁舎は支所とする。支所機能については、住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮するものとする。

なお、印西市及び本埜村の出張所は、現行のとおり設置し、取扱う業務についても、現行のとおりとする。

また、合併後、新市において市域内のバランスを考慮した事務組織、機構の配置を検討する。

14 一部事務組合等の取扱い

- 1 印西地区環境整備事業組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 印西地区衛生組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 3 長門川水道企業団については、本埜村は合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に印西市として加入する。
- 4 印西地区消防組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 5 千葉県市町村総合事務組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 6 印旛郡市広域市町村圏事務組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 7 印旛利根川水防事務組合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 8 千葉県後期高齢者医療広域連合については、印旛村、本埜村は合併の日の前日をもって脱退する。

15 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等の取扱いについては、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同種の施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、新市において調整する。
- 2 手数料については、原則として印西市の例により調整する。
 なお、印西市に定めのない手数料については、現行のとおりとし、役務の性質及び地域の実情を考慮し、新市において調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 1市2村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 1市2村の独自の団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、基本的に次のとおり取り扱うものとする。

なお、新市において、その目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実績等に配慮し、公益的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。

- 1 1市2村で同一または同種及び印西市独自の補助金、交付金等については、原則として印西市の制度を適用する。
- 2 2村独自の補助金、交付金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度の調整または、他の制度への移行や廃止について調整する。

18 字名の取扱い

字名の取扱いについては、現行の字名を用いるものとする。

ただし、同一字名のうち印西市「小林」と本埜村「小林」、印旛村「萩原」、「松虫」と本埜村「萩原」、「松虫」については、地番が重複するため、人口、面積等を考慮し、合併時まで調整する。

なお、同一字名のうち地番が重複しない印旛村「惣深新田飛地」と本埜村「惣深新田飛地」については、そのままの字名とする。

19 慣行の取扱い

- 1 市章については、印西市の市章を用いる。
- 2 市民憲章については、印西市の市民憲章を基本に、合併後、新市において定める。
- 3 市の花、市の木等については、合併後、新市において調整する。
- 4 名誉市（村）民については、印西市及び印旛村で制度を制定しており、合併後、印西市の制度を基本に基準等の調整を図る。ただし、既に印旛村名誉村民の称号を受けている者については、名誉市民とみなして新市に引き継ぐものとする。
- 5 市（村）長表彰については、各市村で実施しており、印西市の制度を基本に表彰基準等の調整を図る。
- 6 周年式典は、合併後も節目ごとに実施するものとし、実施周期は、新市において調整する。
- 7 各種宣言については、印西市の宣言を基本に、合併後、新市において調整する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税については、合併年度の残存期間（平成21年度）は、旧市村ごとの課税方式、税率、課税限度額、納期等を適用し、平成22年度以降については、税率を統一することとし、急激な負担増にならないよう必要な措置を講じる。

なお、所得額の低い納税者の負担軽減を図る観点から、印西市の例により7割・5割・2割減額を適用する。

また、課税方式については、資産割を廃止し、課税限度額については、地方税法の規定する額を適用する。

- 2 課税期日は、現行のとおりとし、納期については、印西市に統一する。
- 3 保険給付については、1市2村相違がないため、現行のとおりとし、引き続き新市において実施する。
- 4 高額療養費貸付事業については、現行のとおりとし、基金の額は、合併時まで調整する。
- 5 国民健康保険運営協議会の運営及び報酬については、印西市に統一する。
なお、委員数及び構成員等については、合併時まで調整する。
- 6 保健事業のうち、人間ドックについては、1／2を助成する。
ただし、30,000円を限度とする。

また、脳ドックについては、1 / 2を助成し、20,000円を限度とする。

なお、対象者については、印旛村に統一する。

- 7 出産費資金貸付については、印西市に統一する。

なお、基金の額については、合併時までに調整する。

- 8 特定健康診査及び特定保健指導については、新市においても継続して実施する。

なお、自己負担額については、印西市に統一する。

また、実施方法等については、合併時までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

- 1 第1号被保険者の保険料については、合併年度の残存期間（平成21年度）は1市2村現行の保険料を適用し、平成22年度からの保険料については、1市2村の計画をもとに、印西市の方式である9段階で算定した標準月額とする。

なお、1市2村の保険料に差があるため、1年間の経過措置を講じた上でその後統一する。

- 2 納期については、現行のとおり年6期とする。

- 3 社会福祉法人等利用者負担金軽減対策事業については、1市2村の事業内容に相違がないため、現行のとおり実施する。

- 4 介護認定審査会については、定数、合議体については1市2村の合計の数とし、報酬については印西市の例により統一する。審査会開催回数は年間100回とし、開催時間については合併時までに調整する。

- 5 オムツの医療費控除の確認書の発行については、現行のとおり実施し、発行手数料は印西市、印旛村の例により無料とする。

- 6 介護保険運営協議会については、印西市の例により統一する。

なお、定数については合併時までに調整する。

- 7 地域密着型サービス運営協議会については、印西市の例により統一する。

なお、定数については合併時までに調整する。

- 8 高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、第4期の計画期間中は、1市2村の計画の集合をもって新市の計画とする。策定委員会については印西市の例により統一する。

- 9 介護保険住宅改修費給付事業については、現行のとおり実施する。給付方法については、印西市の例により実施する。

- 10 介護保険特定福祉用具購入費給付事業については、現行のとおり実施する。給付方法については、印西市の例により実施する。

22 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指揮命令系統を明確にし、迅速な対応ができるよう次のとおり調整を図る。

- 1 2村の消防団員については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、組織、体制については、合併時までに調整する。

なお、定数については、合併後、新市において適正化を図る。

- 2 消防団員の報酬及び手当については、印西市の例により合併時までに調整す

る。

- 3 2村の消防団施設及び車両については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 消防団行事については、新市において統一する。
- 5 消防被服等の取扱いについては、合併時まで調整する。

23 電算システム事業の取扱い

電算システム事業の取扱いについては、住民サービスに支障をきたさず、円滑な行政事務の運営を行うため、合併時に電算システムを統合し、印西市の設備を中心に既存のネットワークシステムにより運用する。

また、新市の情報化推進計画については、合併後に策定する。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 男女共同参画事業

- 1 男女共同参画計画の推進については、印西市の例により実施する。
- 2 男女共同参画推進事業については、印西市の例により実施する。
- 3 女性相談窓口については、印西市の例により実施する。
- 4 配偶者等暴力被害者支援給付金については、印西市の例により実施する。

24-2 国際交流事業

- 1 国際化推進事業については、印西市の例により実施する。
- 2 国際化計画の推進については、印西市の例により実施する。
- 3 国際交流協会補助金については、印西市の例により実施する。

24-3 広報広聴関係事業

- 1 広報紙については、印西市の方式を適用し、タブロイド判で月2回（1日、15日）発行する。配布方法については合併時まで調整する。

報道機関への情報提供等については、印西市のみ実施しているため、印西市の制度を適用する。

レポーター制度については、印西市のみ実施しているため、印西市の制度を適用する。

- 2 ホームページについては、印西市に統合するものとし、合併時まで情報を集約する。
- 3 広報刊行物（市村勢要覧、タウンマップ等）については、新市において、発行時期や内容等を調整し発行する。

なお、行政案内サービス一覧冊子については、合併時に発行し、全戸配布する。

- 4 市長への手紙については、現行どおり実施する。集団広聴、個人広聴等の広聴事業については、印西市のみ実施しているため、印西市の制度を適用する。
- 5 地区懇談会・ミニ懇談会については、印西市の制度を適用する。

24-4 納税関係事業

滞納整理事務については、催告書発送及び休日納税相談等、1市2村に相違があるため、印西市の例により実施する。

24-5 防災関係事業

防災関係事業については、新市においても、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進に努める。

- 1 地域防災計画については、合併時までに計画内容を調整し、新市において策定する。

なお、地域防災会議については、印西市の例により統一する。

- 2 国民保護計画については、合併時までに計画内容を調整し、新市において策定する。

なお、国民保護協議会については、印西市の例により統一する。

- 3 消防水利の整備については、合併時までに計画を調整し、新市において修正する。

- 4 防災行政無線については、災害時に伝達等に支障がないよう、合併時までにシステムの運用規定を含め仕様について調整し、合併後、新市においてシステムを統一する。

24-6 交通関係事業

交通関係事業の取扱いについては、合併後の新市域内の利便性の維持・向上に努める。

- 1 コミュニティバスについては、運行経路、運行方法、運賃等、住民の利便性及び効率性を考慮し、新市において公共交通の需要等を調査し、路線等の検討を行う。

- 2 民間バス事業者への補助については、新市においても、現行の1市2村の民間バス路線への補助を継続して実施する。

- 3 市民号の実施については、合併時までに事業の目的等の見直しを行い、合併後の新市において3年程度を目安に、市民の親睦等を目的に実施する。

- 4 鉄道・道路に係る各種期成同盟等への参加、鉄道会社への出資・補助については、印西市に統合し実施する。

24-7 窓口業務

- 1 戸籍事務の休日夜間の取扱いについては、印西市の例により合併時までに調整し統一する。

- 2 土・日曜日の開庁については、住民サービスの低下を招かないよう当分の間、現行のとおり開庁し、合併後、新市において調整する。

- 3 市民（住民）相談業務については、住民サービスの低下を招かないよう、回数及び開催場所の調整をするなど、印西市の例により合併時までに調整する。

24-8 保健衛生事業

- 1 結核検診・肺がん検診については、対象者、検診方式、実施会場を現行のとおりとし、実施時期については、合併時までに調整する。利用者負担金については、200円とする。

なお、合併後も結核検診・肺がん検診と胃がん検診と大腸がん検診は同時実施とする。

- 2 胃がん検診については、対象者を40歳以上とし、検診方式は集団・個別で実施する。集団検診会場は現行のとおりとし、実施時期は合併時までに調整する。利用者負担金については、印西市の例に統一する。
- 3 大腸がん検診については、対象者、検診方式、実施会場を現行のとおりとし、実施時期については合併時までに調整する。利用者負担金については、印西市の例に統一する。
- 4 骨粗しょう症検診については、検診方式を個別検診で実施し、対象者については、合併時までに調整する。利用者負担金については、印西市の例に統一する。
- 5 婦人科検診のうち子宮がん検診については、対象者を20歳以上の女性とし、検診方式を集団・個別で実施する。集団検診会場は現行のとおりとする。実施時期は合併時までに調整する。
 なお、子宮体部細胞診については実施しない。利用者負担金については、印西市の例に統一する。
 乳がん検診については、対象者を30歳以上の女性とし、検診方式を集団・個別で実施する。集団検診会場は印旛村、本埜村については現行のとおりとし、印西市については合併時までに調整する。検査項目、実施時期については、合併時までに調整する。
 利用者負担金については、個別1,000円、集団700円とする。
- 6 成人歯科健診については、印西市の例により実施する。
- 7 前立腺がん検診については、印西市の例により実施する。
- 8 39歳以下コスモス健診については、印西市の例により実施する。会場については、合併時までに調整する。
- 9 肝炎検診については、印西市の例により実施する。
- 10 献血の推進に関することについては、印西市の例により健康づくり推進協議会において実施する。
- 11 予防接種健康被害調査委員会については、印西市の例により実施する。
- 12 保健センター施設については、現行の施設を活用する。

24-9 障害者福祉事業

- 1 地域自立支援協議会については、印西市の例により統一する。
 なお、定数については合併時までに調整する。
- 2 重度心身障害者（児）医療費助成事業については、印西市の例により統一し実施する。
- 3 心身障害児（者）施設通所交通費助成事業については、印西市の例により統一し実施する。
 なお、交通機関を利用するときの上限額は、本埜村の例により10,000円とする。
- 4 心身障害者（児）一時介護料助成事業については、印西市の例により統一し実施する。
- 5 障害者基本計画については、現計画の計画期間が異なるため、合併時は1市2村の計画の集合をもって新市の計画とし、現計画を引き継ぎながら、平成23

年度までに、新市において新たな計画を策定する。

- 6 障害福祉計画については、現計画の計画期間は、1市2村の計画の集合をもって新市の計画とし、現計画を引き継ぎながら、障害者基本計画と並行して、新市において新たな計画を策定する。

24-10 高齢者福祉事業

- 1 老人短期宿泊事業については、本埜村の例により実施し、利用者負担金については印西市の例により統一する。
- 2 ホームヘルプ事業については、対象者を本埜村の例により調整する。利用時間数及び利用者負担額については、介護保険報酬単位にあわせ、週2回以内、1回90分以内の派遣とし、利用者負担金は60分以内は230円、60分を超え90分以内は290円とする。
- 3 高齢者クラブへの助成については、補助基準額を印西市の例により統一する。高齢者クラブ連合会組織の統合、担当事務局については、合併時まで調整する。
- 4 福祉タクシー事業については、印西市の例により統一する。
ただし、本埜村の対象者のうち「65歳以上の1人暮らし高齢者」及び「65歳以上の高齢者のみで構成する市町村民税非課税世帯で、徒歩以外に交通手段がないなど移動困難な者」については、現行のとおりとし、1年間の経過措置期間を設け検討する。
- 5 福祉カー貸出事業については、印西市の事業を継続する。
- 6 高齢者障害者控除対象者認定書交付事業については、発行手数料は印西市、印旛村の例により無料とする。認定基準については、印西市の例により統一する。
- 7 老人ホーム入所判定委員会については、印西市の例により統一する。

24-11 児童福祉事業

- 1 児童遊園事業については、1市2村相違がないため、現行のとおり実施する。管理方法は、自治会への委託を基本とする。
- 2 乳幼児医療対策事業については、事業内容に1市2村相違がないため、現行のとおり実施する。
- 3 子ども医療費助成事業については、本埜村の例により統一する。
- 4 子育てヘルプサービスについては、印西市と本埜村の事業内容を統合し、利用料金は本埜村の例により調整する。
なお、利用時間は午前8時から午後6時まで（1時間以上4時間以内）とし、利用日数については、産前・産後を理由とする場合は60日まで利用できるものとする。
- 5 ブックスタート事業については、印西市の例を基本として実施し、絵本のプレゼントは2冊とする。
- 6 子ども発達センターについては、印西市のみ実施しているため、新市においても継続し実施する。
- 7 家庭児童相談室については、印西市の例により実施する。

- 8 次世代育成支援行動計画については、合併を踏まえた（計画の項目及び目標数値等）後期計画の策定を進めていく。協議会の委員構成は、必要により調整する。
- 9 児童館施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業運営については、印西市の例により実施する。
なお、施設の配置については、既存の施設利用を含め、新市において検討する。
- 10 母子生活支援施設及び助産施設の入所については、印西市の例により実施する。
- 11 子ども虐待防止対策協議会については、印西市の例により実施する。委員の構成は、必要により調整する。

24-12 保育事業

- 1 公立の保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 保育料については、階層区分を13階層とし、年齢区分は3歳未満児・3歳以上児とする。額については、2村の4歳以上児の区分以外は、現行の額を超えないよう調整する。
- 3 保育時間については、通常保育時間を8：30～16：30とし、延長保育時間については平日7：00～8：30、16：30～19：00、土曜日7：00～8：30、16：30～17：00に統一する。
- 4 学童保育所については、印西市の例により、合併時までに調整する。

24-13 生活保護事業

生活保護事業については、生活保護法及び生活保護法施行細則により行われているため、新市に引き継ぎ、現行のとおり実施する。

24-14 その他の福祉事業

- 1 難病疾患患者見舞金については、印西市の例により合併時までに調整する。
- 2 罹災見舞金については、印西市の制度を継続し実施する。
- 3 戦没者追悼式については、印西市の例により実施する。
- 4 地域福祉計画については、平成23年度までは、印西市の計画を新市の計画とする。

24-15 健康づくり事業

- 1 健康づくり推進協議会については、印西市の例により実施する。
- 2 健康増進計画については、新市においても印西市の計画を継続する。
- 3 食育推進計画については、新市においても印西市の計画を継続する。

24-16 廃棄物対策事業

- 1 ごみの分別、収集等については、1市2村の現行のとおり実施する。
なお、家庭用廃食油の回収は印西市の例により実施し、回収拠点は合併後に調整する。

また、印西市の一部の区域で実施している都市廃棄物空気輸送事業については、印西市の対応方針によることとする。

- 2 一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃許可については、2村の許可を新市に引き継ぎ、許可手数料については、印西市の金額をもとに合併時まで調整する。
- 3 有価物集団回収奨励金については、印西市の例により実施する。
- 4 生ごみ処理容器等設置助成については、印西市の例により実施する。
- 5 廃棄物減量等推進審議会については、印西市の例により統一する。
なお、定員等については、合併時まで調整する。
- 6 不法投棄防止対策事業については、不法投棄監視員制度を印西市の例により統一し、定員については、合併時まで調整する。
なお、不法投棄監視システムについては、現行のとおり実施し、新市において設置場所を検討する。
- 7 環境美化運動については、ゴミゼロ運動を新市において統一して実施する。
クリーン印西推進運動については、印西市の例により実施する。
なお、ごみ散乱防止に関する条例については、印西市の条例をもとに合併時まで重点区域の指定、落書き防止等の事項を調整する。

24-17 環境対策事業

- 1 環境基本計画については、印西市の計画を新市の計画とし、合併後、新たに策定する。
- 2 環境審議会については、印西市の例により統一する。
なお、定員等については、合併時まで調整する。
- 3 合併処理浄化槽設置補助金については、印西市の例により実施する。
- 4 空き地等の環境保全対策制度については、合併後に調整し、新市において条例を制定する。
- 5 小規模特定事業については、印西市の例により実施する。
なお、上乘せ基準については、合併時まで調整する。
- 6 太陽光発電システム等設置費補助金については、印西市の例により実施する。

24-18 農林水産関係事業

- 1 農業資金利子補給事業については、印西市の制度を基本に合併時まで調整する。
なお、2村において利子補給しているものは、決定期間終了まで継続する。
- 2 農林振興対策事業については、印西市の例を基本に合併時まで調整する。
- 3 農業振興協議会等については、印西市の例を基本に合併時まで協議会等の体制を調整し統合する。
- 4 その他振興事業については、印西市の例により実施する。
なお、2村のみで実施している事業については、継続して実施するよう合併時まで調整する。
- 5 集落センター運営については、利用形態に合わせた所管となるよう合併時

でに調整する。

なお、現行のとおり継続して施設が利用できるよう調整を図る。

24-19 商工・観光関係事業

- 1 1市2村の商工会については、効率的な運営や事業の充実性を図るために、商工会の合併を働きかける。
また、商工会補助金については、印西市を基本に合併時までに調整する。
- 2 中小企業事業資金融資制度については、印西市の例により実施する。
また、利子補給額については、印西市を基本に合併時までに調整する。
- 3 企業立地奨励制度については、印西市の制度をもとに合併時までに調整する。
- 4 セーフティネット保証事業については、1市2村で同様の事業を実施しているので、現行のとおり継続する。
- 5 観光協会に対する支援については、印西市を基本に合併時までに調整する。

24-20 消費者関連事業

消費生活相談については、印西市を基本に合併時までに調整する。

24-21 建設関係事業

- 1 都市計画の方針（マスタープラン）については、「新市総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、新市において策定する。
- 2 区域区分等については、現行のとおりとする。
- 3 都市計画審議会については、印西市を基本とし、合併時までに任期、委員構成等を調整する。
- 4 開発許可等に関する事務については、印西市の例により実施する。
- 5 建築確認等に関する事務については、1市2村で相違がないため、現行のとおり実施する。
- 6 災害危険区域条例（がけ条例）に関する事務については、2村の現行のとおり実施する。
- 7 地理情報システムについては、現行のとおり実施し、新市において、2村の区域データの統合を図る。
- 8 緑の基本計画については、新市総合計画に基づき、1市2村の計画を踏まえて新市において策定する。
なお、現行の実施事業については、その必要性を検討し、計画策定後に実施する。
- 9 都市公園等については、現行のとおりとし、公園管理業務等については、新市において地域・実情を踏まえ調整する。
- 10 道路の整備計画については、1市2村で予定している計画及び新市総合計画等に基づき調整する。
なお、現行で実施している事業については、新市に引き継ぎ実施する。
また、道路用地余裕幅については、新市において基準を設ける。
- 11 道路管理については、1市2村の現行のとおり実施する。

なお、管理の詳細については、統一するよう新市において調整する。

- 12 境界査定図については、1市2村の境界査定図は、現行のとおり管理する。
また、新市において、電子データによる統一管理の方法を検討する。

24-22 上・下水道事業

- 1 上水道事業については、現行のとおりとし、新市において事業の統合を図る。
- 2 水道料金・給水申込納付金・手数料については、現行のとおりとし、事業認可の統合を行った後、調整する。
- 3 水道事業運営審議会については、印西市の例により設置する。
なお、委員の構成については、地域の実情を考慮し、調整する。
- 4 指定給水装置工事事業者については、現行の事業者を新市の指定給水装置工事事業者とし、審査委員会については、印西市の例により組織する。
- 5 印旛沼流域関連公共下水道事業については、現行のとおりとし、新市において事業の統合を図る。
また、手賀沼流域関連公共下水道事業は、現行のまま継続する。
- 6 下水道使用料・受益者負担金については、現行のとおりとし、事業認可の統合を行った後、調整する。
- 7 下水道事業運営審議会については、印西市の例により設置する。
なお、委員の構成については、地域の実情を考慮し、調整する。
- 8 指定下水道工事店については、現行の工事店を新市の指定下水道工事店とし、審査委員会については、印西市の例により組織する。
なお、申請手数料については、印西市の例による。

24-23 市（村）立学校（園）の通学区域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

ただし、1市2村境の通学区域については、弾力的な運用に努め、印西市の例により実施する。

なお、公立幼稚園の通園区域については、特に定めない。

24-24 学校教育事業

- 1 教育委員の構成・任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による（定数5人、任期4年）。
なお、新市の教育委員は、印西市の委員がそのまま在職する。教育委員の報酬については、印西市の報酬額とする。
- 2 小・中学校大規模改修事業については、合併時まで現状を把握し、新市において中・長期計画を作成し対応する。
- 3 小・中学校耐震補強事業については、合併時まで現状を把握し、新市において整備計画を作成し対応する。
なお、事業の重要度を考慮し、耐震補強事業を優先し整備計画を作成する。
- 4 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、入園料・保育料については、印西市の例により統一する。
ただし、3歳児保育については、「もとの幼稚園」でのみ実施しており、新

市においても本埜村の現行のとおり実施する。

なお、幼稚園の入園資格、送迎バスの運行、利用料金については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

- 5 英語指導助手（ALT）事業については、新市においても英語指導助手を小学校はすべての英語の授業に配置し、中学校は全学級について、週2時間配置する。
- 6 スクールバス事業については、当面は現行のとおり実施し、合併後、新市において、利用料金・運営方法等について調整する。
- 7 学校給食事業については、1市2村の現行のとおり、引き続き新市において実施する。

なお、給食日数については、190日に統一する。

給食費については、小学校月額4,500円、中学校月額5,000円に統一し、徴収方法については、合併時まで調整する。

また、印旛村立幼稚園については、当面は現行のとおり実施し、合併後、新市において検討する。

24-25 文化振興事業

- 1 指定文化財については、印旛村及び本埜村の指定文化財を新市に引き継ぐものとする。

また、新規指定文化財の指定基準については、合併後に調整する。

- 2 文化財基礎調査事業については、印西市の例により実施する。
- 3 文化財審議会については、印西市の例により合併時まで統一する。
なお、委員構成等については、合併時まで調整する。
- 4 歴史民俗資料館については、印旛村歴史民俗資料館を新市の資料館として位置付けし、合併後、新市の博物館等整備計画を検討する。

なお、資料館運営委員会については、印旛村の例により新市において設置する。

- 5 市史編さん委員会については、印西市の例により実施し、委員構成については、合併時まで調整する。
- 6 文化祭については、印西市の例により実施するものとし、新市において各団体と開催形式・開催内容について調整する。

なお、文化振興計画については、印西市の例により実施する。

24-26 社会教育事業

- 1 公民館施設については、新市において同様の事業を行う施設として新市に引き継ぐものとする。

なお、公民館使用料については、地域の実情を考慮し当面現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。

- 2 公民館窓口業務については、印西市の制度を適用する。

ただし、休館日については原則、印西市の例とするが、夜間の開館時間については、地域の実情を考慮し当面現行のとおりとし、合併後、新市において調整する。

- 3 公民館各種講座（教室）については、当面は現行のとおり実施し、新市において整理、調整を行う。
- 4 社会教育委員会議については、印西市の例により統一する。
なお、委員の構成については、合併時までに調整する。
- 5 生涯学習まちづくり推進基本計画については、印西市の計画を新市の計画とする。
なお、生涯学習まちづくり推進協議会については、印西市の例により統一する。
- 6 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
また、新市において、ネットワーク化を推進し、サービスの充実を図る。
- 7 青少年育成家庭教育学級については、印西市の例により合併時までに調整する。
- 8 成人式については、印西市の例により新市においても実施する。
なお、新市における成人式の式典会場については、1カ所で開催することで調整する。
- 9 体育の日の行事については、新市において市民参加型のスポーツ行事として計画する。

24-27 コミュニティ事業

- 1 地区コミュニティセンターについては、当面は1市2村の現行の運営方法によって実施する。
- 2 集会施設整備補助金については、印西市の制度を適用する。
- 3 住民自治組織の取扱いについて、1市2村の町内会、自治会等は、合併後においても現行と同様の団体として位置付ける。
なお、2村の行政連絡員制度については、廃止する。
住民自治組織活動補助金は、印西市の行政協力補助金制度を適用し、額については、合併時までに調整する。
また、地域のための奉仕活動により事故があった場合に備え、本埜村の例により市民活動総合補償制度（保険）へ加入する。

24-28 その他事業（総務に関すること）

- 1 公告式については、新市における条例、規則、規程等の公布（又は公示）は、本庁並びに現在、印旛村及び本埜村に設置している掲示場において掲示し行う。
- 2 附属機関等については、原則として以下のとおりとする。
 - ① 印西市の附属機関等に統合する。
 - ② 地域固有の審議事項等に係る附属機関等については、それぞれの実態等を考慮し、調整する。
 - ③ 審議会等の委員の選任及び会議の公開については、印西市の例により実施する。
- 3 行政手続については、合併時に印西市の制度及び基準に統一する。
また、2村による手続きで調整が必要な場合は、合併時までに調整する。

- 4 市長の資産等の公開に関することについては、印西市の例により実施する。
- 5 情報公開制度については、印西市の例により統一する。
なお、旧市村の公文書で開示請求の対象となるものは、現行の条例による。
- 6 個人情報保護制度については、印西市の例により統一する。
- 7 市民参加制度については、印西市の例により実施する。

24-28 その他事業（企画政策に関すること）

- 1 総合計画については、合併後、新市において、速やかに新市基本計画の内容を踏まえ策定する。
- 2 総合計画審議会については、印西市の例により統一する。
なお、総合計画審議会委員の定数については、合併時まで調整する。
- 3 行政評価については、印西市の例により実施する。

24-28 その他事業（地方税に関すること）

- 1 市村民税賦課事務（申告受付）については、1市2村で実施している内容を基本に、住民の利便性を考慮し、合併時まで調整する。
- 2 軽自動車ナンバー交付及び廃車については、1市2村相違がないため、現行のとおりとし、事務については、1市2村3カ所において実施する。
また、ナンバープレートの再交付については、印西市の例により統一する。
- 3 臨時運行許可申請については、1市2村相違がないため、現行のとおりとし、事務については、1市2村3カ所において実施する。

24-28 その他事業（地域包括支援センター事業）

- 1 地域包括支援センター運営協議会については、印西市の例により統一する。
なお、定数については合併時まで調整する。
- 2 高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会については、印西市の例により統一する。
なお、定数については合併時まで調整する。
- 3 地域包括支援センター基本事業については、現行のとおり実施し、運営については直営方式に向けて、合併時まで調整する。
- 4 地域ケア会議については、印西市の例により実施する。参加事業者は合併時まで調整する。
- 5 家族介護者教室については、印西市の例により実施する。
- 6 介護相談員派遣事業については、印西市、本埜村の例により継続して実施する。
なお、定数については合併時まで調整する。
- 7 高齢者実態把握事業については、印西市の例により実施する。
- 8 認知症サポーター養成事業については、印西市に統合し実施する。

24-28 その他事業（交通・防犯に関すること）

- 1 交通安全運動については、印西市の例により統一して実施する。
- 2 交通安全教室については、印西市の例により実施する。

- 3 交通指導員については、印西市の制度を適用する。
なお、定数については、各市村定数の合計数（126人）以内とする。
- 4 防犯組合については、印西市防犯組合に統合することを基本に、合併時までに調整する。
- 5 防犯灯の設置及び管理については、印西市の制度を基本に、設置及び維持管理の主体を町内会・自治会等、防犯灯を管理する地域団体等とし、印西市の補助金制度を適用するよう合併時までに調整する。

24-28 その他事業（国体に関すること）

国民体育大会の開催準備については、印西市の例により実施する。
なお、実行委員会については、合併後に調整する。

24-28 その他事業（監査に関すること）

- 1 監査委員の定数と任期については、地方自治法の規定による（定数2人、任期4年）。
なお、新市の監査委員は、印西市の委員がそのまま在職する。
- 2 監査委員の報酬・費用弁償等については、印西市の例による。

24-28 その他事業（会計に関すること）

指定金融機関については、印西市の指定金融機関とする。
なお、指定代理金融機関については、指定しない。
また、収納代理金融機関については、印西市の収納代理金融機関に統一する。

24-28 その他事業（選挙に関すること）

- 1 選挙管理委員の定数と任期については、地方自治法の規定による（定数4人、任期4年）。
なお、新市の選挙管理委員は、印西市の委員がそのまま在職する。
- 2 選挙管理委員の報酬額等については、印西市の例による。
- 3 投票区については、現行の投票区を新市に引き継ぐ。
- 4 開票区は1とし、開票所の場所及び開票開始時間については、投票所の位置等を勘案し、合併後に調整する。
- 5 期日前投票場所については、現行の期日前投票所を新市に引き継ぐ。ただし、名簿照合については、二重投票防止及び事務効率化を図るため、印西市の期日前投票システムを用いる。

25 新市基本計画

新市基本計画は、別添「印西市・印旛村・本埜村新市基本計画」に定めるとおりとする。

新「印西市」誕生

印西市・印旛村・本埜村合併の記録

平成 22 年 9 月

編集・発行

印西市行政管理課

〒270-1396 印西市大森2364番地2

TEL：0476-42-5111

FAX：0476-42-7242

※表紙写真提供：(株)千葉ニュータウンセンター
熱供給事業本部

